



# 弁護士から学ぼう！

## ～悪質業者から身を守るには～

■トイレの詰まり、蜂の駆除といった「かけつけサービス」利用の際の注意点

■定期購入サービスの注意点



令和8年**5月26日(火)** 午後1時半～3時  
※開場は午後1時

- 場所 市役所 2階 202会議室  
※市役所の駐車場は1時間を超えると有料です
- 定員(先着) 50人
- 講師 御池総合法律事務所 弁護士  
志部 淳之介 氏



### 申込方法

**5月1日(金)から21日(木)まで受付。**

生活安全課(消費生活センター)に次の電話またはWEB専用申込フォームにて。

■電話 072-740-1333 (平日9時～17時)

■申し込みはこちらのフォームから→



参加特典★

くらしの豆知識  
プレゼント！

困ったときには、すぐ相談！

ささいなことでも情報をご提供ください



980円の化粧品をネットで注文。  
「お得なお知らせ」をタップすると  
8回購入が条件の定期購入  
になっていた。



トイレが詰まった。  
ネットを見て「安い」と思った業者  
に来てもらったら  
高額な修理代を請求された。



排水管、床下、屋根などを  
「無料で点検する」と業者が  
訪問。高額な工事契約を  
してしまった。



SNSで「儲かる方法を教える」  
と言われ、高額なサポート  
費用を借金までして払ったが、  
全く儲からない。



「どんなものでも買い取る」と  
電話があり、家に来てもらったら  
売るつもりがなかった  
貴金属を買い取られた。



ネット通販で購入した商品を  
代引きで受け取ったが、不良品  
だった。電話が繋がらない。



「消費者金融の返済が難しい」、「製品から突然煙が出た」、  
「クリーニングから戻った衣類が変色していた」などのご相談も受付しています。  
地域の集まりで消費者トラブルなどをお話する出前講座についても、  
お問い合わせください。

川西市消費生活センター

072-740-1167

平日9時～12時 / 12時45分～16時(祝日・年末年始を除く)  
市役所 2階 1番窓口

土・日・祝日は消費者ホットライン 188 (局番なし)

インターネット  
相談受付

